

外国人スキーインストラクターの受入れ



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

現状

・ 熟練した技能を有する外国人スキーインストラクターについては、

- 在留資格「技能」での入国・在留が可能
- ただし、3年以上（注）の実務経験等が必要

（注） 期間を通算して計算

要望

- ・ 近年、外国人スキー客が増加
- ・ その多くが初心者・初級者



- ・ 初心者・初級者に対し、外国語による指導ができるスキーインストラクターが求められている

受入れ拡大の措置案

- ① SIA（注1）の「ステージI」以上の資格を有する者
又は
- ② SIAが①と同等以上の水準であると認めるスキーの指導に関する資格（注2）を有する者

在留資格「特定活動」による
スキーインストラクターの受入れ拡大（注3）。

- （注1） 公益社団法人日本プロスキー教師協会
- （注2） 外国のスキー指導資格等
- （注3） スキーシーズンのみの滞在を前提

【参考】SIAの「ステージI」資格

○資格の取得

- ✓ スキーに係る一定の技術がある者（国際スキー技術検定セミシルバー以上等）が、公認スキー学校における実技実習（4時間）、指導実習（4時間）、基礎理論（2時間）を修了後、実技検定に合格することが必要

➢ 「短期滞在」の者や「留学」等の中長期在留者による国内受験が可能であり、スキーの指導資格がない国（中国等）の出身者であってもSIAの指導資格を取得すれば、スキーインストラクターとして受入れが可能

○指導可能な範囲

- ✓ 「ステージI」の資格を有するインストラクターは、初心者から初級者までの指導が可能